

令和 5 年 度

山武市健全化判断比率審査意見書

山武市資金不足比率審査意見書

山武市監査委員

山 監 第 4 6 号

令和6年8月20日

山武市長 松 下 浩 明 様

山武市監査委員 鈴 木 正 美

山武市監査委員 石 川 和 久

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見
書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条
第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及
び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査
したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 5 年度山武市健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

市長から提出された令和 5 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の方法

審査は、健全化判断比率が、関係法令等に基づき適正に算定されているか、また、算定の基礎となる事項を記載した書類が、決算書及び関係資料等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施するとともに、必要に応じて関係職員からの説明を求めた。

第 3 審査の期間

令和 6 年 8 月 2 日から令和 6 年 8 月 2 0 日まで

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

○健全化判断比率の状況

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 5 年度	－	－	6. 1	－
令和 4 年度	－	－	5. 8	－
増 減	－	－	0. 3	－
早期健全化基準	12. 82	17. 82	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は算定されず、表内の値を「－」で表示している。

(1) 実質赤字比率について

一般会計及び一般会計等に属する特別会計（1 会計）の実質収支額の合計に赤字額が生じていないことから比率は算定されず、良好な状態にあると認められた。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計、特別会計（5 会計）及び公営企業会計（2 会計）の実質収支額の合計に赤字額が生じていないことから比率は算定されず、良好な状態にあると認められた。

(3) 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は6.1%で、前年度と比べ0.3ポイント上昇しているが、早期健全化基準である25.0%を下回り、良好な状態にあると認められた。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため算定されず、良好な状態にあると認められた。

第5 審査意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っており、良好と認められた。

なお、各会計においては、今後も引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和5年度山武市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

市長から提出された令和5年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査は、資金不足比率が、関係法令等に基づき適正に算定されているか、また、算定の基礎となる事項を記載した書類が、決算書及び関係資料等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施するとともに、必要に応じて関係職員からの説明を求めた。

第3 審査の期間

令和6年8月2日から令和6年8月20日まで

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

○資金不足比率の状況

(単位：%)

会 計 \ 年 度	令和5年度決算	令和4年度決算	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	－	－	20.0
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	－	－	20.0

※ 資金不足比率は、資金に不足額が生じていないため、表内の値を「－」で表示している。

水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計においては、資金剰余の状態にあり、資金不足額は生じていないことから、資金不足比率は算定されない。

第5 審査意見

令和5年度決算においては、各会計とも資金不足額が生じていません。
今後も引き続き健全な事業経営に努められたい。